

上山市告示第54号

上山市建設工事請負契約約款の一部を改正する約款を次のように定める。

令和7年3月28日

上山市長 山本幸靖



上山市建設工事請負契約約款の一部を改正する約款

上山市建設工事請負契約約款（平成9年告示第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(契約の保証) 第4条 乙は、請負代金額が <u>200万円</u> を超えるときは、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。 (1)～(5) 一略— 2～5 一略— (前金払)	(契約の保証) 第4条 乙は、請負代金額が <u>130万円</u> を超えるときは、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。 (1)～(5) 一略— 2～5 一略— (前金払)
第36条 乙は、請負代金額が1件 <u>200万円</u> 以上の工事については、保証事業会社と契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を甲に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払を甲に請求することができる。 2～8 一略— (前払金の使用等)	第36条 乙は、請負代金額が1件 <u>130万円</u> 以上の工事については、保証事業会社と契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を甲に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払を甲に請求することができる。 2～8 一略— (前払金の使用等)

第38条 乙は、前払金をこの工事の材料費、
労務費、機械器具の賃借料、機械購入費
(この工事において償却される割合に相当
する額に限る。)、動力費、支払運賃、修
繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び
保証料に相当する額として必要な経費以外
の支払に充当してはならない。ただし、第
36条第1項の規定による請求により支払を
受けた前払金の額の100分の25以内の前払
金については現場管理費及び一般管理費等
のうちこの工事の施工に要する費用に相当
する額として必要な経費の支払に充当する
ことができる。

第38条 乙は、前払金をこの工事の材料費、
労務費、機械器具の賃借料、機械購入費
(この工事において償却される割合に相当
する額に限る。)、動力費、支払運賃、修
繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び
保証料に相当する額として必要な経費以外
の支払に充当してはならない。ただし、第
36条第1項の規定による請求により令和7
年3月31日までに支払を受けた前払金の額
の100分の25以内の前払金については現場
管理費及び一般管理費等のうちこの工事の
施工に要する費用に相当する額として必要
な経費の支払に充当することができる。

附 則

この約款は、令和7年4月1日から施行する。